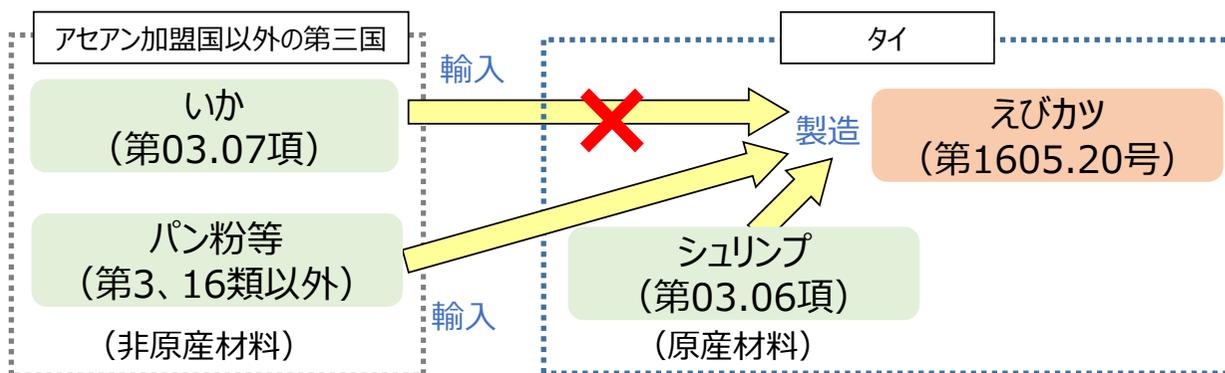


産品名	えびカツ	HS番号	第1605.20号 (HS2002※) ※2022年1月1日からHS2017
協定名	日タイ協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	PS (品目別規則を満たす産品)
品目別規則	<p>第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更 (第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)</p> <p>第4部 第16類 注釈2 (前略) 第1605.20号 (省略) の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。 (a) 当該第三国からの直接輸送 (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。</p>		
概要	<p>材料を確認したところ、アセアン加盟国以外の第三国産のいか (第3類) を使用していることが判明。品目別規則及び第16類の注釈2により、第3類の非原産材料を使用する場合には、他のアセアン加盟国で漁ろうにより得られたもの等であることに加え、定められた輸送方法で輸送する必要があることから、当該非原産材料は、第1605.20号の品目別規則を満たしていない。また、第16類の産品には、僅少の非原産材料の規定※も適用できない。したがって、日タイ協定上のタイ原産品とは認められない。</p> <p style="text-align: right;">※僅少の非原産材料 日タイ協定第30条、附属書2第1節(f)</p>		



品目別規則を満たすための要件

第3類の非原産材料を使用する場合は、他のアセアン加盟国で漁ろうにより得られたもの等であることに加え、定められた輸送方法で輸送することが必要。

僅少の非原産材料を適用は？

当該規定の適用対象は、第19類～第24類、第28類～第97類であり、第16類の産品には適用できない。